

# まほろば秦野通信

令和2年4月17日

タイトル	<b>新型コロナウイルス感染症のまん延防止と 業務継続のための出勤者削減について</b>
When (いつ)	4月17日(金曜日)～5月6日(水曜日)
Where (どこで)	4月7日付けの「緊急事態宣言」の発出に伴い、「感染症のまん延防止に関して、人の接触機会を8割削減する」という国の目標を受け、本市においても市職員や来庁者への感染防止と公務の着実な継続を図るため各職場で出勤職員の削減に努めます。 <b>【実施方法】</b> (1) 在宅勤務等を組み合わせて、職員の勤務をシフト制とする交替勤務の実施(2～3班体制での運用) (2) 時差出勤、年次有給休暇、特別休暇(新型コロナウイルス感染症対策関連等)の取得による出勤者の削減 (3) 不急な業務の実施時期の見直し (4) 積極的な休暇取得 など
Who (だれが)	
What (なにを)	
How (どのように)	
Why (なぜ)	
過去の実績	在宅勤務制度は初めての実施。時差出勤制度は既存制度から対象職員を拡大して実施しています。
今後の取り組み	緊急事態宣言期間後の状況を見ながら、対応していきます。
問い合わせ	人事課人事管理担当 担当：板橋 電話0463(82)5120